



障がいのある こどもへの支援

妊娠・誕生から小学校入学前の 障がいのあるお子さまへの支援

障がいのあるこども一人ひとりの心身の状態や生活環境に応じた
多様なサービスを提供し支援しています。

自立支援医療(育成医療)	p28
障害児通所支援	p28
障がい者(児)福祉相談	p28
特別児童扶養手当	p28
障害児福祉手当	p28
身体障害者手帳	p28
療育手帳	p28
精神保健福祉手帳	p28
精神通院	p29
軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成	p29
重度心身障がい者(児)医療費助成	p29
日常生活用具の給付	p29
心身障害者扶養共済制度	p29
補装具の交付・修理	p29
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	p29

自立支援医療(育成医療)



支援内容

放置すると将来障がいを残す可能性がある疾患をもっている18歳未満の児童に対して手術等により確実な治療効果が期待できる場合に公費で医療費を補助する制度です。原則医療費の1割が本人負担ですが、世帯の所得に応じて上限額があります。(事前相談必要)

沖縄市役所 障がい福祉課
☎098-939-1212(内線:3157)

障害児通所支援



支援内容

主に施設などへの通所によって、日常生活における基本的な動作の指導、生活能力の向上のために必要な訓練、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、社会との交流の促進などの支援を行うサービスです。

沖縄市役所 障がい福祉課
☎098-939-1212(内線:3156)

障がい者(児)福祉相談



支援内容

障がい者等の福祉に関する相談に応じ、必要な情報提供、助言を行い、市や障害福祉サービス事業所等との連絡調整、その他便宜を供与します。また、ピアサポーターが障がいのある方の悩みや困ったことを受けとめ、同じ障がいのある方のさまざまな悩みを共感できる場を設けることで、障がい者の生活をサポートします。

沖縄市役所 障がい福祉課
☎098-939-0927

特別児童扶養手当



支援内容

20歳未満の身体や精神に障がいのある児童を養育する父母または養育者に対し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

沖縄市役所 こども家庭課家庭支援係
特別児童扶養手当担当
☎098-939-1212(内線:3197)

障害児福祉手当



支援内容

日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅重度障がい児(20歳未満)に支給されます。ただし、世帯の所得に制限があります。また施設入所中の方は支給されません。

沖縄市役所 障がい福祉課
☎098-939-1212(内線:3157)

身体障害者手帳



支援内容

身体に障がいのある方が、様々なサービスを利用するために必要で、障がいの程度によって1級から6級までに区分されます。また、交付を受けた後障がい程度が変化した場合には再認定を受けることができます。

沖縄市役所 障がい福祉課
☎098-939-1212(内線:3154)

療育手帳



支援内容

児童相談所または沖縄県知的障害者更生相談所が知的障がいの判定を行うことにより、様々なサービスを受けやすくすることを目的としたものです。

沖縄市役所 障がい福祉課
☎098-939-1212(内線:3157)

精神保健福祉手帳



支援内容

一定の精神障がいの状態にある方が様々なサービスを利用するために必要な手帳です。

沖縄市役所 障がい福祉課
☎098-939-1212(内線:3154)



精神通院



支援内容

精神疾患を有する方で、指定の医療機関等で医療を受けた場合、医療費の補助が受けられます。所得等に応じて自己負担上限が決められていますが、沖縄県では精神通院医療費特別公費負担制度(復帰特別設置法)の適用により公費負担となっています。

沖縄市役所 障がい福祉課
☎098-939-1212(内線:3154)

軽度・中等度難聴児 補聴器購入費等助成



支援内容

身体障害者手帳の交付対象とならない聴覚の程度(いずれかの耳または両耳の聴力レベルが30デシベル以上)にある18歳未満の児童へ補聴器の購入費等の一部を助成します。

沖縄市役所 障がい福祉課
☎098-939-1212(内線:3154)

重度心身障がい者(児) 医療費助成



支援内容

健康保険適用後の一部負担額や入院時の食事の半額を助成します。(高額療養費や付加給付金等は差し引いて助成します。)健康保険の適用となる治療用装具も助成の対象となります。※所得制限あり

沖縄市役所 障がい福祉課
☎098-939-1212(内線:3165)

日常生活用具の給付



支援内容

在宅における障がい児および難病患者に対し、障がい及び病気の内容や程度に応じて日常生活用具の便宜を図るため、日常生活用具が給付されます。なお、給付に当たり、所得に応じて負担金が発生する場合があります。(ただし、市民税所得割額が46万円以上の方は対象外となります)

沖縄市役所 障がい福祉課
☎098-939-1212(内線:3157)

心身障害者扶養共済制度



支援内容

障がいのある方を扶養している保護者が、毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一(死亡・重度障害)のことがあったとき、障がいのある方へ終身年金を支給します。

沖縄市役所 障がい福祉課
☎098-939-1212(内線:3159)

補装具の交付・修理



支援内容

障害児、難病患者等が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や障がい児が将来、社会人として自立するための育成の助長することを目的として、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する補装具を支給します。所得に応じ負担金が発生する場合があります。(市民税所得割額が46万円以上の方は対象外となります)

沖縄市役所 障がい福祉課
☎098-939-1212(内線:3154)

小児慢性特定疾病児童等 日常生活用具給付事業



支援内容

在宅の小児慢性特定疾病児童(小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方)に対し日常生活の便宜を図ることを目的に、疾病の内容及び程度に応じ、ネブライザー(吸入器)、電気式たん吸引器などの日常生活用具の給付を受けることができます。

沖縄市役所 障がい福祉課
☎098-939-1212(内線:3157)